

平成22・23年度の保険料率が決定しました

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとに保険料率の見直しを行っています。

均等割額 47,000円

所得割率 9.03%

保険料額（年額）＝均等割額47,000円＋所得割額 {（総所得金額－33万円）×9.03%}
※年額50万円が上限です。

後期高齢者医療保険者の方へ

保険料軽減は平成22年度も継続します。

所得が低い方や*被用者保険加入者に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。
※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減
世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額が

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、
被保険者全員が年金収入80万円以下（その他
各種所得がない場合）



保険料の均等割額を9割軽減

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯



保険料の均等割額を8.5割軽減

「基礎控除額（33万円）」＋24.5万円×世帯
の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）
を超えない世帯



保険料の均等割額を5割軽減

「基礎控除額（33万円）」＋「35万円×世帯
の被保険者数」を超えない世帯



保険料の均等割額を2割軽減

◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減
被保険者の総所得金額が

「基礎控除（33万円）」＋58万円を超えない方



保険料の所得割額を5割軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

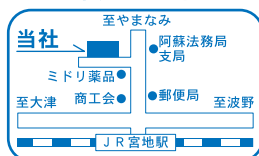
被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料の軽減があります。
特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。
対象となる方…資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた方

お部屋探しのパートナー



阿蘇不動産賃貸管理室
有限会社 フォース

＝ご来店のご案内＝



(社)全国宅建建物取引保証協会会員
(社)熊本県宅建建物取引業協会会員
賃貸不動産管理業協会会員
移住・住みかえ支援機構会員
熊本県知事免許(6)2807



契約者優先につきお早め!!
各物件の詳細については、ご来店のうえ
納得のいくまでお確かめ下さい。

☎(0967)22-4660

平成22年度 後期高齢者医療保険料のお支払い方法について

後期高齢者医療の保険料は、**特別徴収**（年金からの差し引き）又は**普通徴収**（納付書又は口座振替）によりお支払いいただいています。

平成22年度の保険料のお支払い方法については、次のとおりとなりますのでご確認ください。

特別徴収の方

平成22年4月より**特別徴収**により保険料をお支払いいただきます。

※ 申し出により口座振替へ変更することができます。

普通徴収の方

平成22年7月より**普通徴収**により保険料をお支払いいただきます。

また、現在普通徴収の方（年金受給額が年間18万円未満の方を除く）で、平成21年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、平成22年度途中から特別徴収となります。

※なお、年度途中に転入された方など状況によっては、年金天引き対象とならない場合があります。

平成21年度中に特別徴収から 普通徴収へ変更となった方へ

平成22年度は、7～9月は**普通徴収**となり、10月以降は**特別徴収**により保険料をお支払いいただくこととなります。

所得の変更により保険料や一部負担金 変更となる場合があります。

過去に遡って所得が変更となる場合、過去の保険料や一部負担金の額が変更となり、差額分の納付書が届く場合があります。

～ 特別徴収されている方へ～
口座振替へ変更することができます。

後期高齢者医療保険料を特別徴収によりお支払いいただいている方また新たに特別徴収によりお支払いいただく方は、申し出により口座振替への支払方法の変更ができます。

尚、既に申し出を行っている方は再度申し出の必要はありません。

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

【高額医療・高額介護合算療養費制度】

○世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

※入院時の食事負担や差額ベット代は含みません。

支給の対象となる方へのお知らせ及び 申請手続きについての留意点

○平成20年4月から平成21年7月までの16カ月間にかかった医療保険と介護保険の自己負担合計額が支給対象となる被保険者の方には、すでに申請書を送付しております。

申請書は、高齢者支援課の窓口へ提出してください。○ただし、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。支給の対象となるかどうかご確認いただき、具体的な手続きやご不明な点については、下記の窓口までご相談ください。

- ◆平成20年4月から平成21年7月末までの間に、
- ・市町村を越える転居をした方
- ・他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方